○九州地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十二日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年九州地方整備局告示第十号長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）都市高速鉄道事業一号九州旅客鉄道株式会社長崎本線並びに道路事業三・五・百六十号長崎駅東通り線及び七・七・百一号幸町線

三　事業施行期間　自平成二十二年二月十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十二年九州地方整備局告示第十号の事業地のうち尾上町地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釧路市音別町四番一地内	前	三六・九三～三六・九三メートル	一・二〇二キロメートル
	後	五三・二四～一一四・二三メートル	一・二〇二キロメートル
北海道白糠郡白糠町庶路基線八三番三二から同町庶路基線八三番二二まで	前	一一四・二三～一一四・二三メートル	〇〇・一六六キロメートル
	後	二四〇・三八～一五六・九〇メートル	〇〇・一六六キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
美唄市字カーウシュナイ六四一番一二から同市字カーウシュナイ六四一番四まで	前	六八・九九～七七・〇七メートル	〇〇・〇五九キロメートル
	後	六六・〇五～七七・〇七メートル	〇〇・〇五九キロメートル
美唄市字美唄一四二三番三一から同市字美唄一四二三番二七まで	前	三六・七一～四一・六九メートル	〇〇・〇二七キロメートル
	後	三〇・三五～四一・六九メートル	〇〇・〇二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道空知郡南富良野町字金山国有林上川南部森林管理署一〇七六イ林小班地内	前	一四〇・四五～一五五・六八メートル	〇〇・〇一三キロメートル
	後	一四〇・四五～一六八・九四メートル	〇〇・〇一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
函館市若松町二〇番九から同市高松町二二二番一まで	前	A　二五・〇〇～四四・五〇メートル B・C・D・E・F　二一・六五～三七三・一三メートル	六・二二二キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A　二五・〇〇～四四・五〇メートル B・C・D・E・F・G　二一・六五～三七三・一三メートル	一〇・〇七一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道広尾郡広尾町字ヲリコマナイ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四四林班ろ小班地内	前	四九・七〇～五三・二二メートル	〇〇・〇一七キロメートル
	後	五三・二二～六一・〇〇メートル	〇〇・〇一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部